

保育環境等向上支援事業費補助金に関するFAQ（よくある質問）

No	項目	質問	回答
1	対象者	申請できるのは1法人1施設のみですか。	1法人1施設のみという制限は設けておりません。複数施設をお持ちの場合は、施設数を上限に申請いただくことができます。
2	対象者	本園・分園は、それぞれ1施設として申請できますか。	本園・分園は個別に申請することはできません。
3	対象者	公設民営の保育所と幼保連携型認定こども園は補助金の対象となりますか。	補助金の対象となります。
4	対象者	公設民営の乳児院と母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設は補助金の対象となりますか。	補助金の対象となりません。 ただし、市町村条例により譲渡された施設は補助金の対象となります。
5	対象者	小規模保育事業所は補助金の対象となりますか。	補助金の対象となりません。
6	対象者	本事業において、2法人以上が共同して実施することはできますか。	質向上事業においては、施設整備等に係る事業であり、財産の取得となるため、共同実施は困難と考えておりますが、多機能化事業において、備品購入などの財産の取得とならない経費については、対象となり得る可能性があります。 なお、申請の際は1法人が代表して申請ください。 また、共同で実施した各法人については、法人ごとに個別の事業を申請することはできません。
7	交付申請	交付申請書等に押印は必要ですか。	<u>交付申請書等に押印は必要ありません。</u> ただし、口座振替依頼書について、口座名義人が法人代表者と異なる場合など、委任が必要な場合、 <u>委任状に委任者の押印が必要となります。</u>
8	交付申請	申請すれば必ず採択されますか。	<u>申請された事業が全て採択されるとは限りません。</u> なお、対象事業の判断については、交付要綱第8条に規定する意見聴取会議における意見も踏まえて決定することとしています。
9	交付申請	質向上事業、又は多機能化事業のみで申請できますか。	質向上事業、又は多機能化事業のみでも対象経費が25万円以上の事業は、申請することができます。
10	交付申請	本事業について、質向上事業と多機能化事業の累計額ではなく、それぞれ対象経費が25万円以上の事業でないと、申請できないですか。	本事業については、事業ごとに対象経費が25万円以上でないと申請できません。
11	交付申請	補助金の額は、交付要綱第5条において、対象経費の2分の1以内と規定されているが、2分の1の額より少ない交付となることはありますか。	予算の範囲内での交付となるため、 <u>2分の1の額より少ない交付となることはあり得ます。</u> なお、その場合においては、 <u>交付決定の前にあらかじめお知らせする予定です。</u>

12	交付申請	補助上限額については、2つの事業、それぞれで設定されていますが、事業費が累計で200万円以上の場合、100万円が補助上限額となりますか。	それぞれの事業に補助上限額を設定していますが、保育環境等向上支援事業費補助金全体で補助上限額は50万円としています。 例えば、質向上事業と多機能化事業をそれぞれ60万ずつ、全体で120万円の事業を実施した場合において、事業ごとの補助額は30万円ずつとなりますが、補助上限額は事業全体で50万円のため、補助額は50万円となります。
13	対象事業	いつから事業を開始したものが対象となりますか。	<u>令和8年4月1日以降に開始した事業が対象となります。</u> なお、令和8年3月31日までに開始し、令和8年4月1日以降に完了した事業については対象となりません。 <u>また、交付決定までは事業の採択及び補助額について確約されませんので、ご注意ください。</u>
14	対象事業	春の就職フェア（4月1日以降に開催）の出席申込みと支払いを4月1日より前に行うものがありますが、この場合は対象となりますか。	令和8年度の事業実施に必要な手続きであるため、対象となります。
15	対象事業	本事業において対象とならない経費はありますか。	以下の経費は対象外としています。具体は募集要領5頁をご確認ください。 ①補助対象施設の運営費に係る経常的な経費 ②用地の取得及び補償費 ③その他不相当と認められる経費
16	対象事業	事業の対象期間内に事業が完了する見込みがないのですが、この場合でも補助の対象となりますか。	本事業の対象は対象期間内に事業着手・完了した事業に限ります。
17	対象事業	事業完了に伴う業者への支払いは事業の対象期間内に行う必要がありますか。	補助金の適正な執行の観点から、原則、対象期間内に支払いまで完了してください。
18	対象事業	質向上事業について、おもちゃや絵本、消耗品は補助の対象となりますか。	本事業は、施設や施設の付帯設備の整備などを対象としているため、おもちゃの購入等は原則、補助の対象となりません。
19	対象事業	質向上事業について、保育室内の机やイスの購入は対象となりますか。	<u>単なる備品の購入は補助の対象となりません。</u> 他の保育の質の向上につながるものと一体的に整備を実施して、25万円以上となるような整備であれば、審査の対象となり得ます。
20	対象事業	質向上事業について、園庭や屋上等に樹や芝生を植えるなど緑化を考えていますが、事業の対象となりますか。	保育の質の向上に資する事業であれば、対象となり得ます。
21	対象事業	質向上事業について、職員対象の事業は補助の対象となりますか。	本事業は入所児童等の保育環境の充実を目的としており、主に職員を対象とした環境整備事業（大人用トイレの改修など）は対象外です。ただし、ICTの導入等により、職員の負担軽減や職員の質向上につながる事業については、補助の対象とします。 【ICTを導入する場合の補助対象事業の事例】 ・保育ロボット（午睡チェック・登降園管理等）の整備 ・業務管理システム等のシステム導入 ※国庫補助の対象となる場合は、補助対象外となります。 ※システム導入や環境整備を一体的に行うことで質の向上を図れるものとし、単なるパソコン等の機器購入は補助対象外となります。

22	対象事業	質向上事業について、国庫補助事業において、保育所のICT化に係る事業や防犯対策に係る事業などがありますが、保育環境等向上支援事業費補助金との併用はできますか。	国庫補助事業など他の事業の補助対象となる事業は、本事業の活用ができません。まずは国庫補助事業等を活用ください。 ただし、本事業に追加で補助するなど市町村が独自で行う事業は除きます。
23	対象事業	質向上事業について、防犯カメラや非常用通報装置などの設置は補助の対象となりますか。	保育の検証のための防犯カメラ（保育室内も含む）等については、補助の対象となり得ます。 なお、保育所等における不審者侵入対策等の防犯カメラ等の整備については、原則、就学前教育・保育施設整備交付金(国庫補助事業)を活用ください。
24	対象事業	過去に国庫補助事業等で整備した設備等について、改修等のため、質向上事業を活用することはできますか。	まずは国庫補助事業等を活用ください。なお、事業によって整備後10年間は同事業の対象とならない場合等の要件があることがありますので、そういった場合は質向上事業の活用することも可能です。 ただし、その場合においても単なる改修等ではなく、保育の質向上が認められるものでないと対象となりません。 また、国庫補助事業等で整備した設備等については、当該財産（設備）の処分（交換・取壊し等を含む）における制限があることがありますので、あらかじめ所在地の市町村等補助金の交付元まで問い合わせください。
25	対象事業	質向上事業について、災害対策に係る整備は対象となりますか。	質向上事業については、保育の質の向上のために行う施設又は付帯設備の整備を対象としています。 災害対策に係る整備については、地域共生社会実現サポート事業（災害対応力向上事業）等を活用ください。
26	対象経費	多機能化事業は、どのような事業が対象ですか。	次の事業を想定しています。 ・発達支援や配慮が必要な児童・家庭への支援として、専門家による指導助言・研修及び未就学児・在園児・卒園児等への訪問支援等の実施 ・園内研修の開催 ・無線アクセスポイントの設置による保育士等のオンライン研修環境の整備 ・京都府に所在する保育団体が主催する就職フェア等への出展 ・地域における子育て支援を充実するための子育て支援団体との連携 など
27	対象事業	多機能化事業について、記載している例以外は対象とならないのでしょうか。また、事前に対象となるか教えてもらえますか。	上記の例以外の事業についても、国庫補助事業等の対象とならない多機能化に資すると判断される事業については、対象となり得ます。 なお、対象事業の判断については、交付要綱第8条に規定する意見聴取会議での意見も踏まえて決定することとしています。
28	対象事業	多機能化事業について、研修の参加費（オンライン含む）は対象になりますか。	対象となりません。ただし、施設が主催で実施する園内研修の経費は対象になりますが、対象になりません。

29	対象事業	多機能化事業について、民間企業が主催する就職フェア等の参加費は対象になりますか。	対象になりません。ただし、京都府に所在する保育団体が主催する就職フェア等の参加費は対象になります。
30	事業実施	交付決定後に事業内容を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。	<p>交付決定後に事業内容を変更する場合は、変更の前にあらかじめ、変更承認申請書を提出ください。なお、交付申請額の増額については、認められません。</p> <p>また、軽微な変更（金額のみの減額変更、導入する製品のメーカーの変更等）は提出不要です。</p> <p>交付決定前に事業の内容変更を希望する場合は、御連絡ください。</p> <p>※御連絡等がなかった場合は、補助金の支払いができなくなることがあります。</p>
31	事業実施	申請をしましたが、事業の中止を検討しています。どのような手続きが必要ですか。	<p>交付決定後に事業を中止する場合は、中止の前にあらかじめ、事業中止(廃止)申請書を提出ください。</p> <p>交付決定前に事業を中止する場合は、中止が判明した時点で御連絡ください。</p> <p>※予算に限りがありますので、必ず御連絡ください。</p>
32	事業実施	質向上事業と多機能化事業の両方を申請しましたが、片方の事業が中止する予定です。どのような手続きが必要ですか。	<p>交付決定後に事業の一部を中止する場合は、特段の手続きは不要ですが、実績報告書の提出時に一部中止後の実施内容を記載の上、提出ください。（中止する事業の事業実績書は不要です）</p> <p>交付決定前に事業の一部を中止する場合は、中止が判明した時点で御連絡ください。</p>
33	事業実施	交付申請時には事業費が25万以上だったが、実際に事業を開始すると25万円以下となった。その場合、補助金はもらえないですか。	<p>本事業については、事業メニューごとに対象経費が25万円以上となる事業を対象としています。</p> <p>よって、事業の変更や中止、見積額の減等により事業費が25万円を下回った場合、補助の対象外となりますので、御連絡をお願いします。</p>
34	その他	交付決定後に住所や代表者等が変更となった。どのような手続きが必要ですか。	<p>実績報告書の提出時等において、<u>変更後の住所や代表者等がわかる資料を提出ください。</u></p> <p>なお、代表者等の変更の場合は、口座振替依頼書についても、変更後の内容で改めて提出ください。</p>
35	その他	交付申請書や実績報告書について、提出期限までに提出できない場合、補助金はもらえないですか。	必ず期限までに提出ください。なお、提出期限までに提出いただけない場合、補助金の交付ができなくなる場合があります。